

執筆者:

E-mail✉ [本柳 祐介](#)

1. はじめに

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律が2021年8月2日に施行され、投資事業有限責任組合による海外投資規制の特例が認められ、投資事業有限責任組合による外国株式等への投資の制限が緩和されました。投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律(以下「投有責法」といいます。)によって、外国法人の株式等¹への投資が総組合員の出資の総額の50%未満であることが求められていますが(投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令3条)、ファンドについて外部経営資源活用促進投資事業計画を作成して認定を受け、さらに個別の投資について確認を受けた場合には、その外国法人の株式等への投資は50%未満の制限の計算対象外とされます。本稿では、この制度の概要を紹介いたします。

2. 外部経営資源活用促進投資事業計画の認定

産業競争力強化法(以下「産競法」といいます。)による海外投資規制の特例の適用を受けて外国法人の株式等への投資を行うためには、まず、ファンドについて外部経営資源活用促進投資事業計画を作成して認定を受ける必要があります²。

この認定を受けるに当たっては、まず「外部経営資源活用促進投資事業」であることが必要となりますが、「外部経営資源活用促進投資事業」とは、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを目指して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づき外国法人の株式等を取得する事業をいいます³。

そして、申請者は、①投資事業有限責任組合の概要、②外部経営資源活用促進投資事業の内容及び実施時期、③外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載した⁴外部経営資源活用促進投資事業計画を作成して提出することが求められます。この申請は、規則様式第九の二により「外部経営資源活用促進投資事業計画の認定申請書」を作成し、同規則14条の2第2項の書類を添付して提出する必要があります。

この認定を受けるためには、産競法15条に基づき経済産業省の定める指針⁵における要件を満たす必要がありますが⁶、そのうち重要なものとしては、以下のものがあります。

① ファンドの投資計画における投資事業の実施期間が10年以下であること

¹ 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するもの(投有責法3条1項11号)

² 産競法17条の2第1項

³ 産競法2条9項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(以下「規則」といいます。)4条の2

⁴ 産競法17条の2第2項

⁵ 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針(<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/debt/tps/up/lpssisin.pdf>)

⁶ ①実施指針に照らし適切なものであり、②当該外部経営資源活用促進投資事業計画に係る外部経営資源活用促進投資事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである場合に、認定がなされます(産競法17条の2第3項)。認定がされた場合には外部経営資源活用促進投資事業計画の内容が公表されます(同4項)。機密情報を公表対象外とするためには経済産業省との相談が必要となります。

- ② 投資を受けた国外の事業者と我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること(オープンイノベーション要件)
- ③ 投資担当者(キーパーソン)が必要な能力及び実績を有する者であること
- ④ 組合契約書に投資担当者(キーパーソン)の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続を記載していること
- ⑤ 投資担当者(キーパーソン)が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと(ハンズオン要件)
- ⑥ 純投資目的でないこと

上記のうち②については、経済産業省による説明資料⁷⁾に例示が記載されており、以下のものは②の要件を満たすとされています。

- ・ ファンドが海外企業へ出資を行い、投資先海外企業と、国内企業との業務提携をアレンジ
- ・ 国内技術・知財等の効果的なバリューアップ手段として海外のエコシステムの活用(国内企業による、海外でのベンチャー企業設立等)
- ・ ファンド単独でのコントロール投資、又はファンドと国内企業の共同コントロール投資の後、投資先海外企業(スタートアップ等)と国内企業が M&A を実施
- ・ ファンドが海外企業へ出資を行い、国内企業との協業促進に向けて、共同投資・持分譲渡・次ラウンドでの出資への働きかけを実施
- ・ ファンドが海外企業へ出資を行い、投資先海外企業から国内企業へ、新技術や新事業等新市場への進出に資する情報提供等を実施

上記のうち⑥の純投資目的の外国法人の株式の取得及び保有については、指針において、事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいうとされており、比較的狭い定義がなされています。

- (i) 株式等の短期的な売買によって利益を受けること
- (ii) 専らデリバティブ取引を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること
- (iii) 投資先の事業者不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること
- (iv) 投資先の事業者不動産をリースし、その投資先の事業者が更にその不動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること

3. 個別の投資についての確認

ファンドについて外部経営資源活用促進投資事業計画を受けた後、投資事業有限責任組合契約において、外国法人⁸⁾の発行する株式等の取得及び保有(認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)の事業を営むことを定め、個別の投資について確認を得ることで海外投資規制の特例の適用を受けた外国法人の株式等への投資を行うことができます⁹⁾。

この確認を得るためには、規則様式第九の十一により「株式等の取得及び保有が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの経済産業大臣の確認申請書」を提出する必要があります¹⁰⁾。この確認申請書では、個別の投資の概要に加え、活用を予定する外国法人の経営資源と国内事業者とのオープンイノベーションの取組及び投資先事業者へ提供を予定する経営又は技術の指導の内容についても記載が求められます。

確認が得られた場合には、確認申請書に「本申請に係る株式等の取得及び保有は、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われるものであることを確認した。」と記載されたものが確認書として交付されます¹¹⁾。

⁷⁾ 経済産業省「産業競争力強化法における外部経営資源活用促進投資事業計画について」(令和3年7月)
<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/debt/tps/lpstuika/zentaigaiyou.pdf>

⁸⁾ 新たに設立されるものを含みます

⁹⁾ 産競法17条の4第1項

¹⁰⁾ 規則14条の7

¹¹⁾ 規則14条の8

経済産業省による説明資料¹²によれば、確認を得るためには2週間～1か月程度の期間が必要とされるようです。投資実行までに確認が間に合わない場合には、一度、50%未満の枠内で投資実行を行ったうえで、事後の確認を得ることも考えられます¹³。

4. その他


外部経営資源活用促進投資事業計画を変更するためには、軽微な変更を除き、認定が必要となります¹⁴。また、確認書及び申請添付書類に記載された事項を変更するためには、軽微な変更を除き、変更確認が必要となります¹⁵。

認定を受けた外部経営資源活用促進投資事業者は、計画期間中の毎事業年度終了後原則として3か月以内に、計画の実施状況について、様式第二十七の二により「認定外部経営資源活用促進投資事業計画の実施状況報告書」及び所定の添付書類を提出することが義務づけられます¹⁶。実施状況報告書には、株式等の取得又は処分の概要のほか、取得した株式等の発行会社ごとに、①発行会社の概要、②我が国に存在する経営資源以外の経営資源を活用し、我が国産業の競争力強化に寄与した場合にはその内容、寄与することが期待される場合にはその内容、③実施した経営又は技術の指導の内容、④当該年度中に取得した株式等の取得価額及びその取得の方法、⑤計画の実施期間中に取得した株式等の取得価額の総額の記載が求められます。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹² 前記注 8

¹³ 事後申請は事業年度末まで行うことが要請されています。

¹⁴ 産競法 17 条の 3 第 1 項、規則 14 条の 4

¹⁵ 規則 14 条の 9

¹⁶ 規則 66 条の 2